

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号）第3条第3項及び第4項、第4条第2項、第11条第2項、第13条第2項並びに第15条の規定に基づき、南関東防衛局の内部組織に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局の内部組織に関する達

改正	平成20年	4月	1日	南関東防衛局達第4号
	平成21年	4月	1日	南関東防衛局達第2号
	平成22年	4月	1日	南関東防衛局達第1号
	平成23年	3月31日		南関東防衛局達第2号
	平成23年	4月	1日	南関東防衛局達第5号
	平成24年	4月	6日	南関東防衛局達第1号
	平成25年	5月16日		南関東防衛局達第3号
	平成26年	3月31日		南関東防衛局達第1号
	平成28年	4月	1日	南関東防衛局達第4号
	平成29年	3月31日		南関東防衛局達第2号
	平成30年	11月30日		南関東防衛局達第5号
	平成31年	4月	5日	南関東防衛局達第2号
	令和2年	4月	1日	南関東防衛局達第2号
	令和3年	4月	1日	南関東防衛局達第1号
	令和4年	4月	1日	南関東防衛局達第1号
	令和5年	3月31日		南関東防衛局達第1号
	令和6年	4月	1日	南関東防衛局達第5号

目次

第1章	地方防衛局（第1条—第7条）
第2章	地方防衛事務所（第8条—第10条）
第3章	削除
附則	

第1章 地方防衛局

(労務管理官等の所掌事務の範囲)

第1条 地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号。以下「組織規則」という。）第3条第2項第2号及び地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号。以下「内部組織訓令」という。）第66条第4項第2号に規定する地方防衛局長の指定する事項は、自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関する事務のうち、駐留軍及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員並びに諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第15条第1項（a）に規定する諸機関をいう。以下同じ。）のために労務に服する者（以下「駐留軍等労働者」という。）が所在する施設及び区域に関することとする。

(契約課の所掌事務の範囲)

第2条 組織規則第12条第1号に規定する地方防衛局長の指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 南関東防衛局本局（地方防衛事務所を除く。以下「本局」という。）が実施する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項による建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）別紙第2項に定める技術業務をいう。以下同じ。）並びに物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払（以下「物品等」という。）の入札に関すること（地方公共団体への委託によるものを含む。）。
- (2) 調達部が実施する建設工事等の請負業者に関すること。
- (3) 調達部が実施する建設工事等に伴う契約に関すること（会計課審査係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 入札監視委員会、競争参加資格等審査委員会及び公正入札調査委員会に関すること。

(住宅防音第2課の所掌事務の範囲)

第2条の2 組織規則第20条の3に規定する南関東防衛局長の指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第4条の規定による措置に関すること（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）第2条第1号に規定する防

音工事（以下「防音工事」という。）については、浜松飛行場及び静浜飛行場周辺地域に係るものに限る。ただし、住宅防音企画室の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）

- (2) 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に準ずるものに関する事。

（基地対策室の所掌事務の範囲）

第3条 内部組織訓令第72条第6項第2号に規定する南関東防衛局長の指定する事項は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号。以下「法」という。）第4条第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務の全部をつかさどることとする。

（住宅防音企画室の所掌事務の範囲）

第4条 内部組織訓令第76条第4項第2号に規定する南関東防衛局長の指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅防音第1課及び住宅防音第2課の所掌事務に関する調査、統計及び研究並びに当該施策に対する企画及び立案に関する事。
- (2) 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置並びに自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に準ずるものに関する事（事業の採択の審査に係るものに限る。）。
- (3) 住宅防音第1課及び住宅防音第2課の所掌に係る業務委託に関する事。

（課長補佐等）

第5条 本局の課及び室に置かれる課長補佐又は室長補佐の職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

（係の所掌事務）

第6条 本局の課及び室に置かれる係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

（主任原価監査官及び主任検査官の所掌区分）

第7条 本局の調達部装備課に置かれる主任原価監査官及び主任検査官の所掌区分は、別表第3及び別表第4の所掌区分に掲げる範囲とする。

## 第2章 地方防衛事務所

(所掌事務の範囲)

第8条 内部組織訓令第209条第3項第2号に規定する地方防衛局長の指定する事項並びに第249条第2項第2号、第256条第2項第2号、第266条第3項第2号に規定する労務対策調査専門官及び第249条第4項第2号、第256条第4項第2号、第266条第4項第2号に規定する安全衛生専門官に係る南関東防衛局長の指定する事項は、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関する事務のうち、駐留軍等労働者が所在する施設及び区域に関することとする。

(課の所掌事務)

第9条 横須賀防衛事務所及び富士防衛事務所に置かれる課の所掌事務は、別表第5に掲げるとおりとする。

(係の所掌事務)

第10条 課を置かない地方防衛事務所、課及び首席労務対策調査専門官に置かれる係の所掌事務は、別表第6に掲げるとおりとする。

### 第3章 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。  
(企画部施設対策計画課再編交付金係の所掌事務の特例)
- 2 企画部施設対策計画課再編交付金係は、次の事務をつかさどる。
  - (1) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第6条の規定による再編交付金の交付に関すること。
  - (2) 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること(課長の指定する事項に限る。)
  - (3) 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること(課長の指定する事項に限る。)
  - (4) 第2号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること(課長の指定する事項に限る。)

附 則 (平成20年南関東防衛局達第4号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年南関東防衛局達第 2 号）  
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年南関東防衛局達第 2 号）  
この達は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 23 年南関東防衛局達第 5 号）  
この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年南関東防衛局達第 3 号）  
この達は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年南関東防衛局達第 4 号）  
この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年南関東防衛局達第 2 号）  
この達は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年南関東防衛局達第 5 号）  
この達は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年南関東防衛局達第 2 号）  
この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年南関東防衛局達第 1 号）  
この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年南関東防衛局達第 5 号）  
この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

課（室）	区 分	職 務
総務課	課長補佐（総括）	命を受け、総務課の所掌事務の全般について課長を助け、総務課の所掌事務を整理する。
	課長補佐（総務、企画、審査担当）	命を受け、総務係長、企画係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（人事、厚生、共済担当）	命を受け、人事係長、厚生係長及び共済係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
会計課	課長補佐（総務、会計、管理担当）	命を受け、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（決算、出納、審査担当）	命を受け、決算係長、出納係長、審査第1係長及び審査第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐（契約担当）	命を受け、契約第1係長及び契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（契約審査担当）	命を受け、契約審査第1係長及び契約審査第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課	課長補佐（総務担	命を受け、総務係長を指揮監督し、その

	当)	事務を整理する。
	課長補佐（企画担当）	命を受け、企画第1係長及び企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地対策室	室長補佐（基地対策第1担当）	命を受け、基地対策第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第2担当）	命を受け、基地対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐	室長の命を受け、室務全般について室長を助け、室務を整理する。
地方協力確保室	室長補佐	命を受け、協力確保係長及び企画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
連絡調整室	室長補佐（連絡調整第1担当）	命を受け、連絡調整第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（連絡調整第2担当）	命を受け、連絡調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
環境対策室	室長補佐	命を受け、環境対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設対策計画課	課長補佐（調整交付金第1担当）	命を受け、調整交付金第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（調整交付金第2、再編交付金担当）	命を受け、調整交付金第2係長及び再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐（施設対策担当）	命を受け、施設対策第1係長及び施設対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	課長補佐（障害防止第1・第2担当）	命を受け、障害防止第1係長及び障害防止第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（障害防止第3、道路担当）	命を受け、障害防止第3係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐（防音担当）	命を受け、防音第1係長及び防音第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（砲撃音防音、移転措置担当）	命を受け、砲撃音防音第1係長、砲撃音防音第2係長及び移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
住宅防音第1課	課長補佐（住宅防音第1～第3担当）	命を受け、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長及び住宅防音第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防音第4～第7担当）	命を受け、住宅防音第4係長、住宅防音第5係長、住宅防音第6係長及び住宅防音第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
住宅防音企画室	室長補佐	命を受け、住宅防音企画第1係長、住宅防音企画第2係長及び住宅防音企画第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
住宅防音第2課	課長補佐（住宅防音第1～第3担当）	命を受け、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長及び住宅防音第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防	命を受け、住宅防音第4係長、住宅防音



	音第4～第6担当)	第5係長及び住宅防音第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防音第7担当）	命を受け、住宅防音第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）	命を受け、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第1・第2担当）	命を受け、計画調整第1係長及び計画調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第3・第4担当）	命を受け、計画調整第3係長及び計画調整第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第5担当）	命を受け、計画調整第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
事業監理課	課長補佐	命を受け、施設情報管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐（建築第1～第3担当）	命を受け、建築第1係長、建築第2係長及び建築第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築第4～第7担当）	命を受け、建築第4係長、建築第5係長、建築第6係長及び建築第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。

土木課	課長補佐（土木第1～第3担当）	命を受け、土木第1係長、土木第2係長及び土木第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（土木第4～第7担当）	命を受け、土木第4係長、土木第5係長、土木第6係長及び土木第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設備課	課長補佐（設備第1・第2担当）	命を受け、設備第1係長及び設備第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第3・第4担当）	命を受け、設備第3係長及び設備第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第5・第6担当）	命を受け、設備第5係長及び設備第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第7・第8担当）	命を受け、設備第7係長及び設備第8係長を指揮監督し、その事務を整理する。
装備課	課長補佐	命を受け、装備課の所掌事務の全般について課長を助け、装備課の所掌事務を整理する。
業務課	課長補佐（総務、企画、予算統計担当）	命を受け、総務係長、企画係長及び予算統計係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事故補償担当）	命を受け、事故補償第1係長及び事故補償第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（業務担当）	命を受け、業務係長を指揮監督し、その事務を整理する。

施設補償第1課	課長補佐	命を受け、漁業補償係長、施設補償係長及び返還補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設補償第2課	課長補佐（中間補償第1担当）	命を受け、中間補償第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（中間補償第2・第3担当）	命を受け、中間補償第2係長及び中間補償第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐（行政財産管理担当）	命を受け、行政財産管理第1係長、行政財産管理第2係長、行政財産管理第3係長及び行政財産管理第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（行政財産台帳担当）	命を受け、行政財産台帳係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（国有財産調査担当）	命を受け、国有財産調査第1係長及び国有財産調査第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（提供管理第1・第2担当）	命を受け、提供管理第1係長及び提供管理第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（提供管理第3・第4担当）	命を受け、提供管理第3係長及び提供管理第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（返還措置担当）	命を受け、返還措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。

	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
施設企画室	室長補佐	命を受け、施設企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得課	課長補佐（取得担当）	命を受け、取得第1係長及び取得第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃貸契約第1・第2担当）	命を受け、賃貸契約第1係長及び賃貸契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃貸契約第3・第4担当）	命を受け、賃貸契約第3係長及び賃貸契約第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第2（第6条関係）

課（室）	係	所掌事務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機密に関すること。</li> <li>2 渉外に関すること。</li> <li>3 南関東防衛局の行政の考査に関すること。</li> <li>4 局議の招集及び記録に関すること。</li> <li>5 総務部の物品の供用に関すること（会計課に属するものを除く。）。</li> <li>6 部及び課内の庶務に関すること。</li> <li>7 局長、次長及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。</li> <li>8 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>9 公文書類の審査及び進達に関すること。</li> <li>10 電報の受信及び発信に関すること。</li> <li>11 函書の収集整理及び利用に関すること。</li> <li>12 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南関東防衛局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</li> <li>2 機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関すること。</li> <li>3 事務能率の増進に関すること。</li> <li>4 規則の審査に関すること。</li> <li>5 南関東防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。</li> <li>6 情報保証に関すること。</li> <li>7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防</li> </ol>

		<p>衛大臣の権限に属する事項に関すること。</p> <p>8 南関東防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。</p> <p>9 南関東防衛局OAネットワーク・システムに関すること。</p>
	審査係	<p>1 南関東防衛局の保有する情報の公開に関すること。</p> <p>2 南関東防衛局の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。</p> <p>3 南関東防衛局の保有する個人情報の保護に関すること。</p> <p>4 南関東防衛局の広報に関すること。</p>
	人事係	<p>1 南関東防衛局の職員（以下「職員」という。）の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。</p> <p>2 職員の補充に関すること。</p> <p>3 礼式及び表彰に関すること。</p> <p>4 職員の教育訓練に関すること。</p> <p>5 恩給に関する事務連絡に関すること。</p>
	厚生係	<p>1 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>2 職員の安全保持に関すること。</p> <p>3 職員の公務災害補償に関すること。</p> <p>4 職員の服制に関すること。</p>
	共済係	防衛省共済組合南関東防衛局支部に関すること。
会計課	総務係	<p>1 会計課の物品の供用に関すること。</p> <p>2 南関東防衛局の所掌に係る経費及び収入（以下「経費」、「収入」という。）の予算に関すること。</p> <p>3 出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に関する事。</li> <li>5 課内の庶務に関する事。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li> </ul>
会計係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 資金前渡に関する事。</li> <li>2 職員の給与及び旅費の支給に関する事。</li> <li>3 職員の退職手当の支給に関する事。</li> <li>4 庁費による契約に関する事（契約課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関する事。</li> <li>6 収入の原因となる契約の締結に関する事（業務課の所掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 南関東防衛局所属の物品の取得及び管理に関する事（業務課の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 南関東防衛局の庁舎（以下「庁舎」という。）及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理に関する事。</li> <li>3 庁舎及び職員の宿舎の維持運営に関する事。</li> <li>4 庁舎の取締りに関する事。</li> <li>5 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）に関する事。</li> </ul>
決算係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 経費及び収入の決算に関する事。</li> <li>2 支出決定簿の登記に関する事。</li> <li>3 経費の繰越に関する事。</li> </ul>
出納係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 経費の支出に関する事。</li> <li>2 歳入歳出外現金の出納保管に関する事。</li> <li>3 前渡資金の出納保管に関する事。</li> <li>4 歳入徴収官事務に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>5 債権の管理に関すること。</li> <li>6 徴収簿の登記に関すること。</li> <li>7 特別調達資金出納命令官の事務に関すること。</li> </ul>
	審査第1係	経費の支出負担行為に関する審査に関すること。
	審査第2係	<p>審査第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
契約課	契約第1係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本局が実施する建設工事等の入札に関すること。</li> <li>2 調達部が実施する建設工事等の請負業者に関すること。</li> <li>3 調達部が実施する建設工事等に伴う契約に関すること（契約審査第1係の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 入札監視委員会及び公正入札調査委員会に関すること（入札監視専門官の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 課内の庶務に関すること。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第5号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</li> </ul>
	契約第2係	<p>契約第1係の所掌事務に同じ（第5号及び第6号に掲げる事務を除く。）。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
	契約審査第1係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 調達部が実施する建設工事等に伴う契約の審査に関すること。</li> <li>2 入札監視委員会及び公正入札調査委員会に関すること（入札監視専門官の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 競争参加資格等審査委員会に関すること。</li> <li>4 入札結果等の公表に関すること。</li> </ul>



		<p>5 建設工事等における競争参加資格審査の申請手続きに関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
	<p>契約審査第2係</p>	<p>1 本局が実施する物品等に伴う契約の審査及び入札に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 入札監視委員会及び公正入札調査委員会に関すること（入札監視専門官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 競争参加資格等審査委員会に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>地方調整課</p>	<p>総務係</p>	<p>1 企画部長の官印の保管に関すること。</p> <p>2 企画部の公文書類の接受及び配布に関すること。</p> <p>3 企画部の人事の内申に関すること。</p> <p>4 企画部の物品の供用に関すること。</p> <p>5 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（施設対策計画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 部及び課内の庶務に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	<p>企画第1係</p>	<p>1 企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>2 企画部の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること（労務管理官の所掌に属するものを除く。）。</p>

		5 企画部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。
	企画第2係	企画第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
基地対策室	基地対策第1係	1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 2 法第4条第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。 3 法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)
	基地対策第2係	基地対策第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定する事項に限る。)
地方協力確保室	協力確保係	法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)
	企画調整係	1 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち南関東防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、法第4条第2号に掲

		<p>げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
連絡調整室	連絡調整第1係	<p>1 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との間の意見の調整に関すること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、企画部の所掌事務に関する駐留軍との連絡及び交渉に関すること。</p> <p>4 施設状況調書の作成に関すること。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
	連絡調整第2係	<p>連絡調整第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定する事項に限る。)</p>
環境対策室	環境対策係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる環境問題(以下「環境問題」という。)についての調査及び研究並びに環境問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域並びにその周辺地域における環境の保全についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること。</p> <p>3 環境の保全に関する技術に係る事項及び諸制度についての調査及び研究に関すること。</p>
施設対策計画課	調整交付金第1係	<p>1 課の事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条から第5条まで、第8条及び第9条第2項の規定による措置並</p>

		<p>びに同法第 6 条第 1 項の規定による指定、その他自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関する計画及び当該事業の実施についての調整に関すること。</p> <p>3 前号の事業に関する資料の取りまとめに関すること。</p> <p>4 第 2 号の事業に関する関係行政機関、地方公共団体との必要な連絡調整に関すること。</p> <p>5 課内の庶務に関すること。</p> <p>6 防衛施設周辺環境整備法第 9 条第 2 項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>7 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>8 第 1 号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、施設対策計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	調整交付金第 2 係	<p>調整交付金第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号から第 5 号及び第 9 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
周辺環境整備課	施設対策第 1 係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第 3 条第 1 項の規定による障害防止工事の助成及び同法第 8 条の規定に</p>

		<p>よる民生安定施設の助成に関すること（障害防止第1係、障害防止第2係、障害防止第3係、道路係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成及び同法第8条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、防衛施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、第1号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>4 第2号及び第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>5 課内の庶務に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第5号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	施設対策第2係	<p>施設対策第1係の所掌事務に同じ（第5号及び第6号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）</p>
	障害防止第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関すること（道路係の所掌に属するものを除く。）。</p>

	<p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>3 第1号の助成又は前号の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>障害防止第2係</p>	<p>障害防止第1係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>障害防止第3係</p>	<p>障害防止第1係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
<p>道路係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。以下「道路」という。）に係るものに関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に係るものに関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>4 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。</p> <p>5 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐</p>

		留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに当該自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関する事。
防音対策課	防音第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>4 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関する事。</p> <p>5 課内の庶務に関する事。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。 （第5号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	防音第2係	<p>防音第1係の所掌事務に同じ（第5号及び第6号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>（課長の指定する事項に限る。）</p>
	砲撃音防音第1係	<p>1 自衛隊又は駐留軍の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響による障害の防止等に関する調査、研究及び資料の収集整理に関する事（住宅の防音工事の助</p>

		<p>成に係るものに限る。)</p> <p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金に係るものに関する事（住宅の防音工事の助成に係るものに限る。)</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	砲撃音防音第2係	<p>砲撃音防音第1係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定する事項に限る。)</p>
	移転措置係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第5条第1項の規定による移転等の補償、同条第2項の規定による土地の買入れ及び同条第3項の規定による公共施設の整備の助成に関する事。</p> <p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関する事。</p>
住宅防音第1課	住宅防音第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に関する事（防音工事に限る。住宅防音企画室の所掌に属するものを除く。以下同じ。)</p> <p>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に準ずるものに関する事。</p> <p>3 前2号に関する経費の計画に関する事。</p> <p>4 課内の庶務に関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、住宅防音第1課の</p>



		<p>所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。 (第3号から第5号に掲げる事務を除き、課長の指 定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 2係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 3係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 4係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 5係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 6係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	住宅防音第 7係	<p>住宅防音第1係の所掌事務に同じ(第3号から第 5号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
住宅防音企 画室	住宅防音企 画第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛施設周辺環境整備法第4条、第5条第1項 及び第6条第1項の規定による指定に関するこ と。</li> <li>2 住宅防音課第1課及び住宅防音第2課の所掌事 務に関する調査、統計及び研究並びに当該施策に 対する企画及び立案に関すること。</li> <li>3 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措</li> </ol>

		<p>置並びに自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、同条の規定による措置に準ずるものに関する事（事業の採択の審査に係るものに限る。）。</p> <p>4 住宅防音第1課及び住宅防音第2課の所掌に係る業務委託に関する事。（室長の指定する事項に限る。）</p>
	住宅防音企画第2係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ。（室長の指定する事項に限る。）
	住宅防音企画第3係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ。（室長の指定する事項に限る。）
住宅防音第2課	住宅防音第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に関する事。</p> <p>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による措置に準ずるものに関する事。</p> <p>3 前2号に関する経費の計画に関する事。</p> <p>4 課内の庶務に関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、住宅防音第2課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。（第3号から第5号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	住宅防音第	住宅防音第1係の所掌事務に同じ（第3号から第

	2 係	5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。)
	住宅防音第 3 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ (第 3 号から第 5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。))
	住宅防音第 4 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ (第 3 号から第 5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。))
	住宅防音第 5 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ (第 3 号から第 5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。))
	住宅防音第 6 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ (第 3 号から第 5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。))
	住宅防音第 7 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ (第 3 号から第 5 号に掲げる事務を除く。 (課長の指定する事項に限る。))
調達計画課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達部長の官印の保管に関すること。</li> <li>2 調達部の公文書類の接受及び配布に関するこ と。</li> <li>3 調達部の人事の内申に関すること。</li> <li>4 調達部の物品の供用に関すること (装備課に属 するものを除く。)</li> <li>5 調達部の所掌事務に係る経費に関する資料の取 りまとめに関すること (計画調整第 1 係、計画調 整第 2 係、計画調整第 3 係及び計画調整第 5 係の 所掌に属するものを除く。)</li> <li>6 部及び課内の庶務に関すること。</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌 事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>

企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。</li> <li>2 調達部の所掌事務に関する総合調整に関すること。</li> <li>3 建設工事等の積算価格に関すること。</li> <li>4 建設工事等に関する統計に関すること。</li> <li>5 調達部の所掌事務に関する争訟に関すること。</li> </ol>
計画調整第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸上自衛隊及び海上自衛隊の施設の建設工事等の実施の計画に関すること。</li> <li>2 前号の施設の建設工事等の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。</li> </ol>
計画調整第2係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防衛大学校、航空自衛隊、防衛装備庁及び駐留軍の施設の建設工事等の実施の計画に関すること。</li> <li>2 前号の施設の建設工事等の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</li> </ol>
計画調整第3係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐留軍の施設の建設工事等の実施の計画に関すること。</li> <li>2 駐留軍の施設の建設工事等の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</li> </ol>
計画調整第4係	<p>駐留軍の施設の建設工事等の実施の計画に関する事務のうち、駐留軍との連絡及び交渉に関すること (計画調整第5係の所掌に属するものを除く。)</p>
計画調整第5係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画調整第3係の所掌事務に同じ。</li> <li>2 駐留軍の施設の建設工事等の実施の計画に関する事務のうち、関係機関等との連絡及び交渉に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</li> </ol>

事業監理課	施設情報管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</li> <li>2 自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。</li> <li>3 課内の庶務に関すること</li> <li>4 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>
建築課	建築第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事費の積算に関すること。</li> <li>2 建築工事の設計及び設計書等の審査に関すること。</li> <li>3 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。</li> <li>4 建築工事に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>5 課内の庶務に関すること。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</li> </ol>
	建築第2係	<p>建築第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	建築第3係	<p>建築第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	建築第4係	<p>建築第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
	建築第5係	<p>建築第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p>

	建築第 6 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	建築第 7 係	建築第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
土木課	土木第 1 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木工事費の積算に関すること。</li> <li>2 土木工事の設計及び設計書等の審査に関すること。</li> <li>3 土木工事の施工の促進及び監督に関すること。</li> <li>4 土木工事に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>5 課内の庶務に関すること。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol> （第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）
	土木第 2 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	土木第 3 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	土木第 4 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	土木第 5 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）
	土木第 6 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号、第 5 号及

		び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	土木第 7 係	土木第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
設備課	設備第 1 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備工事費 (通信工事費を除く。) の積算に関すること。</li> <li>2 設備工事 (通信工事を除く。以下同じ。) の設計及び設計書等の審査に関すること。</li> <li>3 設備工事の施工の促進及び監督に関すること。</li> <li>4 設備工事に関する調査及び研究に関すること。</li> <li>5 課内の庶務に関すること。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol> (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 2 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第 3 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第 4 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第 5 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第 6 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号、第 5 号及

		び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第7係	設備第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	設備第8係	設備第1係の所掌事務に同じ(第1号、第5号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
装備課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達部長(装備)の官印の保管に関する事</li> <li>2 装備課の物品の供用に関する事</li> <li>3 監督報告書及び検査調書の審査に関する事</li> <li>4 課内の庶務に関する事</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、装備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事</li> </ol>
業務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理部長の官印の保管に関する事</li> <li>2 管理部の公文書類の接受及び配布に関する事</li> <li>3 管理部の人事の内申に関する事</li> <li>4 管理部の物品の供用に関する事</li> <li>5 防衛施設地方審議会に関する事</li> <li>6 部及び課内の庶務に関する事</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事</li> </ol>
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する事</li> <li>2 管理部の所掌事務に関する総合調整に関する事</li> <li>3 管理部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関する事</li> </ol>
	予算統計係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理部の所掌事務に係る経費に関する資料の取</li> </ol>



		<p>りまとめに関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。</p> <p>3 管理部の所掌事務に関する資料の収集整理並びに調査及び統計に関すること。</p>
業務係		<p>1 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品及び駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。</p> <p>3 駐留軍の行う工事計画についての調整に関すること。</p> <p>4 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。</p> <p>5 連合軍占領軍のための物品及び役務の調達に伴う補償及び求償に関すること。</p> <p>6 駐留軍による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。</p>
事故補償第1係		<p>1 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）の規定による賠償金等の支給等に関すること。</p> <p>2 日本国内にある国際連合の軍隊等により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）の規定による補償金等の支給等に関すること。</p> <p>3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求</p>

		<p>についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>4 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。</p> <p>5 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定による給付金の支給に関すること。</p> <p>6 職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。</p> <p>7 業務課の所掌事務に関する渉外に関すること。（第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	<p>事故補償第2係</p>	<p>事故補償第1係の所掌事務に同じ（第6号及び第7号に掲げる事務を除く。）。（課長の指定する事項に限る。）</p>
<p>施設補償第1課</p>	<p>漁業補償係</p>	<p>1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律</p>

		<p>第246号。以下「特別損失補償法」という。）  第1条第1項の規定による漁業経営上受ける損失の補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p>
	施設補償係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項及び特別損失補償法第1条第1項の規定による損失の補償に関すること（漁業補償係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。  (課長の指定する事項に限る。)</p> <p>4 課内の庶務に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、施設補償第1課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	返還補償係	<p>自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設・区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償・原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。  (課長の指定する事項に限る。)</p>
施設補償第2課	中間補償第1係	<p>1 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行う補償で課長</p>

		<p>の指定するものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 課内の庶務に関すること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、施設補償第2課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	中間補償第2係	<p>中間補償第1係の所掌事務に同じ（第2号及び第3号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>（課長の指定する事項に限る。）</p>
	中間補償第3係	<p>中間補償第1係の所掌事務に同じ（第2号及び第3号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>（課長の指定する事項に限る。）</p>
施設管理課	行政財産管理第1係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産を除く。以下同じ。）の管理に関する事務の総括に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること（行政財産台帳係、国有財産調査第1係、国有財産調査第2係及び国有財産調査第3係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 他の各省各庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設の権利者への返還に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産（以下「施設周辺行政財産」という。）の管理に関すること（行政財産管理第3係、行政財産台帳係、国有財産調査第1係、国有財産調査第2係及び国有財産調査第3係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（第1号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	行政財産管	<p>行政財産管理第1係の所掌事務に同じ（第1号及</p>

理第 2 係	び第 5 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
行政財産管 理第 3 係	1 行政財産管理第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号 及び第 5 号に掲げる事務を除く。) 2 施設周辺行政財産の管理 (課長の指定する事項に限る。)
行政財産管 理第 4 係	行政財産管理第 1 係の所掌事務に同じ (第 1 号及 び第 5 号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
行政財産台 帳係	1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財 産並びに施設周辺行政財産に係る国有財産台帳及 び図面並びに計算書及び報告書に関する事 2 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財 産の供用事務担当官への供用に関する事 3 自衛隊の施設及び施設周辺行政財産に係る交付 金に関する事 (会計課の所掌に属するものを除 く。)
国有財産調 査第 1 係	1 自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の 使用に供される一般会計所属普通財産の未登記に 係るものの調査及び処理に関する事 2 自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の 使用に供する施設及び区域の境界の確定に関する 事 3 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 第 8 条第 1 項ただし 書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし 及び取りこわし条件付売払いに関する事 (当該 普通財産のある土地の返還後における当該土地の 権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含 む。) 4 施設周辺行政財産の管理のうち境界の確定に関 する事

	(第1号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
国有財産調査第2係	国有財産調査第1係の所掌事務に同じ(第1号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
提供管理第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。</li> <li>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査(駐留軍との共同調査を含む。)及び記録に関すること(第6号に掲げる事務を除く。)</li> <li>3 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること。</li> <li>4 駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。</li> <li>5 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。</li> <li>6 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること(前号に掲げる事務並びに国有財産調査第1係、国有財産調査第2係及び国有財産調査第3係の所掌に属するものを除く。)</li> <li>7 駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用のあっせんに関すること。</li> <li>8 課内の庶務に関すること。</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第8号及び第9号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)</li> </ol>
提供管理第2係	提供管理第1係の所掌事務に同じ(第8号及び第9号に掲げる事務を除く。)

		(課長の指定する事項に限る。)
	提供管理第3係	提供管理第1係の所掌事務に同じ(第8号及び第9号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	提供管理第4係	提供管理第1係の所掌事務に同じ(第8号及び第9号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)
	返還措置係	<p>1 提供管理第1係の所掌事務に同じ(第8号及び第9号に掲げる事務を除く。) (課長の指定する事項に限る。)</p> <p>2 駐留軍に提供した施設及び区域の返還によって生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)</p> <p>3 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法(昭和23年法律第73号)第8条第1項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること(当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。) (課長の指定する事項に限る。)</p>
施設企画室	施設企画係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p>

施設取得課	取得第 1 係	<p>1 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う移転料等の支払い（支払いに代わる工事を含む。）に関すること。</p> <p>3 前 2 号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置に関すること（総務課、周辺環境整備課及び施設補償第 1 課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 駐留軍の使用に供する施設及び区域の再配置計画に伴う必要な調査に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入又は使用収用に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>6 課内の庶務に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第 6 号及び第 7 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。）</p>
	取得第 2 係	<p>取得第 1 係の所掌事務に同じ（第 6 号及び第 7 号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定する事項に限る。）</p>
	賃借契約第 1 係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借に関すること。</p> <p>2 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍の使用に供されている施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の使用貸借に関すること。 （課長の指定する事項に限る。）</p>



賃借契約第 2 係	賃借契約第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
賃借契約第 3 係	賃借契約第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
賃借契約第 4 係	賃借契約第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)

別表第3（第7条関係）

主任原価監査官

所 掌 区 分	業 務 の 範 囲
調達品（航空機等及び船舶等を除く。）及びこれに関する役務の原価監査等	1 原価監査等の実施に関すること。 2 原価監査等の実施計画に関すること。 3 業態調査に関すること。 4 価格の調査に関すること。
航空機等及び船舶等並びにこれらに関する役務の原価監査等	5 前払金又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。 6 その他の原価監査等の実施に関し必要な事項に関すること。

別表第4（第7条関係）

主任検査官

所 掌 区 分	業 務 の 範 囲
調達品及びこれに関する役務の生産管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産計画の検討及び生産の促進に関すること。</li> <li>2 官給品等の管理の監督及び官給品等に関すること。</li> <li>3 技術図書の接受及び保管に関すること。</li> <li>4 仕様書の変更の連絡に関すること。</li> <li>5 下請負承認の手續に関すること。</li> <li>6 要役務箇所の承認手續に関すること。</li> <li>7 生産能力調査に関すること。</li> <li>8 免税物品の手續に関すること。</li> <li>9 前各号に掲げる業務のほか契約の履行に関する業務（管理係及び他の主任検査官の所掌に属するものを除く。）</li> </ol>
火器等、弾火薬類等及び車両等並びにこれらに関する役務の検査等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 監督及び検査の実施に関すること。</li> <li>2 監督及び検査の実施計画の作成に関すること。</li> <li>3 品質管理実施手順の作成に関すること。</li> </ol>
通信器材等及び航海器材等並びにこれらに関する役務の検査等	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 仕様書に定める品質保証及び技術的要求に関する事項について技術的検討に関すること。</li> <li>5 仕様書の疑義に関すること。</li> </ol>
需品等及び機械等並びにこれらに関する役務の検査等	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 特殊工程の検定に関すること。</li> <li>7 改善要求及び技術変更提案等の技術的検討に関すること。</li> </ol>
航空機等（航空機及び航空機に関する整備用器材並びにこれらに付随する器材を除く。）及びこれに関する役務の検査等	<ol style="list-style-type: none"> <li>8 認定試験の実施に関すること。</li> <li>9 契約相手方から提出された文書図書等の審査又は承認に関すること。</li> </ol>

<p>航空機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等</p>	
<p>航空機に関する整備用器機及びこれに関する役務の検査等</p>	
<p>誘導武器等及びこれに関する役務の検査等</p>	
<p>船舶等（船舶用機関、船舶用電気機器及び船舶用武器並びにこれらに付随する器材を除く。）及びこれに関する役務の検査等</p>	<p>前項中に掲げる業務のほか、次の業務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶の起工及び進水並びに搭載重量の確認に関すること。</li> <li>2 工程表の検討及び工程促進に関すること。</li> </ol>
<p>船舶用機関、船舶用電気機器及びこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等</p>	<p>工程表の検討及び工程促進に関する業務のほか、火器等及びこれに関する役務の検査等の項中に掲げる業務をつかさどる。</p>
<p>船舶用武器及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等</p>	

別表第5（第9条関係）

1 横須賀防衛事務所

課	所掌事務
業務課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 内部組織訓令第209条第1項第1号、第7号及び第9号から第13号までに掲げる事務に関する事。</li><li>2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する事。</li><li>3 前2号に掲げるもののほか、横須賀防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li></ol>
施設課	内部組織訓令第209条第1項第2号から第5号まで及び第14号から第20号までに掲げる事務に関する事。

2 富士防衛事務所

課	所掌事務
業務課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 内部組織訓令第209条第1項第1号、第4号、第7号、第9号から第13号まで及び第17号（道路に係るものに限る。）に掲げる事務に関する事。</li><li>2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する事。</li><li>3 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項、第8条の規定及び演習場周辺住宅防音事業に関する措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関する事。</li><li>4 前3号に掲げるもののほか、富士防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li></ol>
施設課	内部組織訓令第209条第1項第2号、第3号、第5号及び第14号から第20号までに掲げる事務に関する事（業務課の所掌に属するものを除く。）。

別表第6（第10条関係）

1 横須賀防衛事務所

課（官）	係	所掌事務
業務課	業務第1係	1 内部組織訓令第209条第1項第1号、第7号及び第12号に掲げる事務に関する事 2 前号に掲げるもののほか、横須賀防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事 こと。
	業務第2係	1 内部組織訓令第209条第1項第9号から第11号及び第13号に掲げる事務に関する事 2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する事 こと。
施設課	施設係	内部組織訓令第209条第1項第2号から第5号まで及び第14号から第20号までに掲げる事務に関する事 こと。
首席労務対策 調査専門官	労務対策係	内部組織訓令第209条第3項各号に掲げる事務に関する事 こと。

2 座間防衛事務所

課（官）	係	所掌事務
	業務第1係	1 内部組織訓令第209条第1項第1号に掲げる事務に関する事 2 内部組織訓令第209条第1項第7号及び第9号から第13号までに掲げる事務に関する事 こと。 3 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げ

	<p>る事務に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、座間防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。 (第1号及び第4号に掲げる事務を除き、座間防衛事務所長の指定する事項に限る。)</p>
業務第2係	<p>業務第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第4号に掲げる事務を除く。) (座間防衛事務所長の指定する事項に限る。)</p>
施設第1係	<p>1 内部組織訓令第209条第1項第2号及び第17号から第20号までに掲げる事務に関する こと。 2 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の 収集整理に関すること。</p>
施設第2係	<p>内部組織訓令第209条第1項第3号から第5号まで及び第14号から第16号までに掲げる事務 に関すること。</p>
労務対策係	<p>内部組織訓令第209条第3項各号に掲げる事務 に関すること。</p>

### 3 吉田防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	<p>1 内部組織訓令第209条第1項第1号、第7号及び第9号 から第13号に掲げる事務に関すること。 2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する こと。 3 前2号に掲げるもののほか、吉田防衛事務所の所掌事務で 他の所掌に属しないものに関すること。</p>

施設係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内部組織訓令第209条第1項第2号から第5号及び第14号から第20号までに掲げる事務に関する事。</li> <li>2 演習場周辺住宅防音事業に関する措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関する事。</li> </ol>
-----	--

#### 4 浜松防衛事務所

係	所掌事務
業務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内部組織訓令第209条第1項第1号から第5号、第7号及び第9号から第20号までに掲げる事務に関する事。</li> <li>2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する事。</li> <li>3 前2号に掲げるもののほか、浜松防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li> </ol>

#### 5 富士防衛事務所

課(官)	係	所掌事務
業務課	業務第1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内部組織訓令第209条第1項第1号、第7号及び第12号に掲げる事務に関する事。</li> <li>2 内部組織訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関する事。</li> <li>3 前2号に掲げるもののほか、富士防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</li> </ol>
	業務第2係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内部組織訓令第209条第1項第4号、第9号から第11号、第13号及び第17号(道路に係るものに限る。)に掲げる事務に関する事。</li> <li>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項、第8</li> </ol>



		条の規定及び演習場周辺住宅防音事業に関する措置のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。
施設課	施設係	内部組織訓令第209条第1項第2号、第3号、第5号及び第14号から第20号までに掲げる事務に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。